美深町農業委員会委員
〈新任〉5名　〈再任〉5名

令和8年第2回議会定例会にて、美深町農業委員会委員の任命について同意されました。任期は、令和8年7月20日から令和11年7月19日の3年間です。

農業委員は、農地の適正利用や担い手への農地集積など、地域農業の発展に向けた重要な役割を担っています。

草野町長からは「新任5名の方の新たな知恵と継続される5名の豊富な経験を合わせて、町での後継者不足、経営の維持にも地域が一体となって町の農業を発展させていただきたい」と期待を寄せました。

長谷川和夫（会長）	吉野営農集団推薦
山下　博史（会長職務代理）	南営農集団推薦
樋口　國先	富岡営農集団推薦
荒瀬　　卓	恩根内営農集団推薦
平田　耕二	応　募（利害関係を有しない中立委員）
佐藤　能將	敷島営農集団推薦
加川可名子	応　募
梶田　祐嗣	玉泉営農集団推薦
竹本ゆかり	応　募
野上　秀樹	東栄営農集団推薦

年金窓口から

住民生活課 生活環境グループ 戸籍年金係 TEL2・1613 防2・1614

国民年金保険料の追納制度をご存知ですか

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合、申請により保険料の全額または一部が免除される「申請免除制度」や障害基礎年金を受けている方などが該当する「法定免除制度」、50歳未満の方を対象として保険料の納付が猶予される「納付猶予制度」、学生が対象の「学生納付特例制度」があります。

これらの免除や納付猶予などを受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、受け取れる年金額は保険料を納付した場合より少なくなります。

このため、10年以内であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができるようになっており、将来受け取る年金額を増額するためにも追納することをお勧めします。

ただし、保険料の免除や納付猶予などの承認を受けた翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、本来納めるべき保険料よりも高い金額を納付しなければならないため、ご注意ください。

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

保険料の未納があると、将来受け取れる老齢基礎年金額が少なくなったり、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることがありますので、納め忘れがないようご注意ください。

各種金融機関やコンビニでの納付のほか、スマートフォンの決済アプリでも納付可能です。詳しくは、日本年金機構HPをご覧ください。

■問合せ先
旭川年金事務所
TEL0166・25・5606